

法文学部に募集のあった各種奨学金貸与・給付団体一覧（令和2年度奨学生募集）

令和2年6月3日現在

No.	団体名	法文学部締切日	形態	奨学金月額	支給期間	対象者	他の奨学金との併給	免除制度	応募方法
1	公益財団法人 壽崎育英財団	5月11日	給付	1万円	1年間	・次の2つの条件全てに該当する学部生 1. 申請者と生計を共にしている家族で主たる生計を維持している者が九州地方に居住していること 2. 人物学業ともにすぐれ、かつ健康であり奨学資金の支給が必要であると認められること	可	—	大学経由
2	一般財団法人 楠田育英会	5月27日	給付	3万円	修業年限	・大学第二年次以上に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者 ・本育英会の趣旨に則り、自己の専門分野の知識及び経験を生かして将来社会に寄与する志しを有する者 ・知識及び経験を社会で生かすため、或いは社会に寄与することを目指し、学内外での活動・ボランティア活動などの実践活動を積極的に行っている者	可	—	大学経由
3	宮崎県育英資金	4月24日	貸与 (無利子)	2.2万円～5万円	修業年限	・生計を主として維持する者が、宮崎県内に居住している学部生で、次の2つの条件全てに該当する者 1. 宮崎県が定めた収入基準額以下である者 2. 学習成績評定が3.0以上である者	一部可		大学経由
4	公益財団法人 佐藤奨学会	4月16日	給付	2.5万円	修業年限	・学業、人物ともに優秀で、かつ健康であり、学士の支弁が困難と認められるもの	可	—	大学経由
5	公益財団法人 山本奨学会	4月24日	貸与 (無利子)	1.5万円	1年間	・鹿児島県内に本籍及び住所を有する者の子弟で学部生の者	可	有	大学経由
6	公益財団法人 上野カネ奨学会	4月20日	貸与+給付	5.1万円	修業年限	次の各号に該当するもの ・県内の大学に在学している女子学生 ・鹿児島県に生活の本拠を有する者の子弟で、卒業後に学校の教員を志望する女子学生 ・学業成績、人物が優秀であるにもかかわらず修学について経済的に困難と認められる女子学生	可	有	大学経由
7	一般財団法人 角田奨学会	4月23日	貸与 (無利子)	1.5万円	1年間	・鹿児島県内に本籍及び住所を有する者の子弟で学部生の者	可	有	大学経由

8	一般財団法人 ナガワひまわり財団	4月23日	給付	3万円	修業年限	・次の3つの条件全てに該当する学部生 1. 原則として令和2年4月1日現在で学部生は23歳以下の者 2. 前年度までの成績(GPA)が、3.00以上の者 3. 給与収入世帯は合計収入800万円未満、給与収入以外世帯はその他収入400万円未満の者	可	—	大学経由
9	公益財団法人 松藤奨学育成基金	5月22日	貸与	4.2万円	修業年限	・長崎県内に住所を有する者の子弟で、かつ学部生のうち次に該当する者 1. 交通事故によって家計の支持者又は保護者が死亡するか、又は当該事故に起因する重度の後遺障害のため、就業不能となった結果、経済的に支障を生じ、修学の継続もしくは上級学校への進学が困難となった者 2. 1. 以外で、向学心に富み、有能な素質を持ちながら、家庭の経済的理由によって、進学あるいは修学の継続が著しく困難である者 3. 1. 2. いずれの場合も、成績優秀、品行方正で身体強健である者	可	有	大学経由
10	公益財団法人 米濱・リンガーハット 財団	4月27日	給付	2万円	修業年限	・次の2つの条件全てに該当する学部生(2年生~4年生) 1. 鳥取県または長崎県内の高等学校等を卒業した者 2. 令和2年3月31日現在で、学部生は23歳以下(留学生一学部生は31歳以下)	可	—	大学経由
11	公益財団法人 アキレス育英会	5月11日	貸与 (無利子)	自宅生3万円 自宅外生4万円	修学期間	・令和2年4月入学の学部1年生で、品行方正、学術優秀で、かつ学資の支弁が困難な者	可		大学経由
12	公益財団法人 山口県ひとつづくり財団	4月28日	貸与 (無利子)	4.3万円	修業年限	・次の3つの条件全てに該当する学部生 1. 保護者が山口県内に住所を有している者 2. 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる者 3. 日本学生支援機構やその他の団体の奨学生でない者	不可		大学経由
13	公益財団法人 同盟育成会	4月30日	給付	4万円	2年間	・次の3つの条件全てに該当する学部生 1. 令和2年4月に学部3年次に進級し、ジャーナリズム或いはジャーナリズム研究者を目指して勉学に励んでいる者 2. 志操堅固、健康優良で、学業成績優秀な者(優又は優相当以上の評価が5割以上) 3. 学費の援助が必要と認められる者	可	—	大学経由
14	公益財団法人 博報児童教育振興会	6月10日	給付	原則として 5万円~10万円	修業年限	小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校の国語科教員を目指す原則として学部2年以上の法文学部生又は教育学部生	可	—	大学経由
15	公益財団法人 日本通運育英会		貸与	3万円	修業年限	・学術優秀・品行方正でありながら、学資の支弁が困難と認められた者で、令和2年度学部新1年生及び同2年生	可		直接応募 4月30日締切
16	公益信託 池田育英会トラスト		給付	1.7万円	修業年限	・愛媛県内の高等学校を卒業した方、または保護者が愛媛県内に居住している方で、学部2年生以上(新入生は除く)の学生で、学業・人物ともに優秀で、経済的支援の必要な方	可	—	直接応募 5月7日締切

17	公益財団法人 戸部眞紀財団		給付	5万円	1年間	・次の6つの条件全てに該当する学部生 1. 学部3年生以上 2. 令和2年4月1日現在で30歳以下の者 3. 化学、食品科学、芸術学、体育学／スポーツ学、経営学を修学している者 4. 向学心に富み、学業優秀であり、且つ、品行方正である者 5. 学資の支弁が困難と認められる者 6. 奨学金を得ることで、学業や研究により一層の深化、発展が期待される者	一部可	—	直接応募 6月30日締切
18	石川県教育委員会	随時 (但し、学生係 に連絡するこ と)	貸与	4.4万円	修業年限	・次の4つのすべての要件を満たしていること 1. 大学に在学する学生であること 2. 保護者が石川県内に現に引き続き3年以上居住していること 3. 勉学意欲があり、かつ、学資の支弁が困難な者であること 4. 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていない者であること	一部可		大学経由
19	公益財団法人 中部奨学会	5月12日	給付・貸与	3.5万円	修業年限	・大学学部 _に 在籍する学生で人物・学業ともに特に優れ、健康にして経済的理由 (独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度) により著しく就学が困難な者	可	有	大学経由
20	公益財団法人 宮崎県奨学会	6月1日	貸与 (無利子)	2.5万円	修業年限	・次のいずれの条件をも満たす者 1. 宮崎県に本籍を有する者、又は本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住している者 2. 令和2年4月に大学に入学した者	一部可		大学経由
21	一般財団法人 加根又奨学会	4月24日	貸与	5万円	修業年限	・鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子弟で、大学に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難であると認められる者	可	有	大学経由
22	一般社団法人 唐神基金	6月8日	給付	半年毎に12万円	1年間	・次のいずれの条件をも満たす者 1. 該当年度4月時点で、学部課程の1・2・3・4年に正規生として在籍する者(留年は応募対象外) 2. 学業・人物共に優秀かつ心身共に健康である者 3. 昨年の世帯総年収が600万円以下である者 4. 観光業・若しくは旅館・ホテル業に興味があり、自分なりの提案を持っている者	可	—	大学経由

23	公益財団法人 三菱UFJ信託奨学財団	6月2日	給付	3.5万円	修業年限	・次のいずれの条件を満たす者 1. 財団主催行事への出席を優先できる者 2. 日本人：第2学年以上、原則として満23歳以下 留學生：第2学年以上、原則として満31歳以下 3. 最短修業年限までの給費期間が1年以上見込まれる者 4. 心身ともに健康で、学業成績、人物とも優れており、在学する学校長等の推薦する者 5. 将来、民間企業・官公庁・学校等に勤務して、産業・文化面で活動し社会に貢献しようと志す者、またはこれらの活動に関連する学術の研究を志す者 6. 学費の支弁が困難と認められる者 日本人：父母の税込年収合計800万円未満。ただし、就学中の兄弟姉妹が本人を含め3人以上の場合、税込年収1000万円未満を目処。 留學生：年収基準はなし	可	—	大学経由
24	一般財団法人 久保教育文化財団	—	給付	年額48万円	2年間	・次のいずれの条件をも満たす者 1. 日本国籍を有すること 2. 法経社会学科法学コース3年生であること 3. 募集年度4月1日時点で年齢25才以下であること 4. 経済的な理由により学費の支弁が困難であること 5. 就学状況及び生活状況について適時報告できること	可	—	直接応募 5月31日締切
25	一般財団法人 あしなが育英会		無利子貸与 + 給付	7万円(一般) 8万円(特別)	修業年限	・次にあてはまる学生 保護者（父または母など）が、病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または保護者が1級から5級の障害認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども	可	有	直接応募 5月20日 消印有効
26	公益財団法人 中村積善会	6月8日	給付+貸与 もしくは 給付	8万円(給付・貸与) 3万円(給付)	修業年限	・次のいずれの条件をも満たす者 1. 出願時の年齢が40才を超えていない者 2. 品行方正、学術優秀で学資の支弁が困難と認められる者 3. 他の機関で貸費奨学金を受けていない者	不可	一部有	大学経由
27	公益財団法人 清川秋夫育英奨学財団	6月22日	給付	15万円(一括)	1年(分)	・第一次産業に貢献する志を持つ学生 (この財団から給付実績のある者の応募は不可)	可	—	大学経由
28	公益財団法人 交通遺児育英会		無利子貸与 一部給付有り 入学一時金貸与有り	5・8・10万円 (うち2万円は給付)	修業年限	保護者等が交通事故で死亡・重度後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な学生。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含む。(申込時25歳までの人)	可		直接応募 10月31日必着
29	公益財団法人 長谷川財団	5月25日	給付	3万円	修業年限	学業意欲旺盛、品行方正、健康でありながら、経済的理由等により就学困難な学生。	可	—	大学経由

30	公益財団法人 重田教育財団		給付	20万円	2年間	<ul style="list-style-type: none"> ・次のすべてに該当する者 1. 日本国籍を有する者 2. 海外の大学又は大学院への入学が決定している者 3. 留学先への渡航までの期間は日本に在住していること 4. 経済的な理由により留学費用の支弁が困難であること 5. 学業優秀且つ品行方正であること 6. 就学状況及び生活状況について適時報告できること <p>※但し、学位取得を目的とする正規留学を対象とし、語学留学・短期留学等は対象外</p>	可	—	直接応募 6月28日必着
31	唐津市教育委員会		無利子貸与	60万円 (一括)		<ul style="list-style-type: none"> ・次のすべてに該当する者 1. 本人またはその保護者が唐津市に住所を有している人 2. 学業が優秀な人 3. 経済的理由により就学困難であると認められる人（年収・所得の上限額は日本学生支援機構の基準を参考） 4. 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した人 5. 唐津市奨学金を借りたことがない人（大学卒で借りたことがない人は申請できる） 		—	直接応募 5月25日必着
32	四日市市教育委員会		給付	10万円	海外留学期間中 (2年間を上限)	<ul style="list-style-type: none"> ・次のすべてに該当する者 1. 四日市市に住民登録を有する者又はその子で奨学資金の給付を必要とする者 2. 日本の国籍を有しない者にあつては、永住者又は特別永住者の在留資格を有する者 3. 日本の大学若しくは大学院で理科系の学問を学ぶ学生又は大学若しくは大学院で理科系の学問を学んだ卒業生のうち未就職の者で、物理、化学、工学等の学問にかかる研究テーマへの見識を深化させることを目的に海外留学を行う者 4. 人物・学業ともに優良な者 5. 当奨学資金の支給を受けたことがない者 		—	直接応募 6月18日必着